

議案第39号

つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年つくばみらい市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号を次のように改める。

- (1) つくばみらい市内各小中学校の教職員
- (2) 茨城県立伊奈高等学校の教職員
- (3) 茨城県立伊奈特別支援学校の教職員
- (4) 茨城県常総警察署の警察官
- (5) つくばみらい市青少年相談員
- (6) つくばみらい市民生委員・児童委員
- (7) 教育委員会事務局の職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

第12条第1項中「委員5人以内」を「委員10人以内」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 法律の専門的知識及び経験を有する者
- (2) 心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者
- (3) 教育委員会事務局の職員
- (4) その他学識経験を有する者

第21条第1項中「委員5人以内」を「委員10人以内」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 法律の専門的知識及び経験を有する者
- (2) 心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者
- (3) 教職員経験者
- (4) 警察官経験者
- (5) その他学識経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年8月30日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 印

提案理由

本市で発生するかもしれないじめ問題について、様々な事案に柔軟に対応できるよう組織の強化を図るため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成27年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表

改正案	現行
(組織) 第4条 協議会は、委員55人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>つくばみらい市内各小中学校の教職員</u> (2) <u>茨城県立伊奈高等学校の教職員</u> (3) <u>茨城県立伊奈特別支援学校の教職員</u> (4) <u>茨城県常総警察署の警察官</u> (5) <u>つくばみらい市青少年相談員</u> (6) <u>つくばみらい市民生委員・児童委員</u> (7) <u>教育委員会事務局の職員</u> (8) <u>その他教育委員会が必要と認める者</u>	(組織) 第4条 協議会は、委員55人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>教育委員会の職員</u> (2) <u>つくばみらい市内各小中学校の教職員</u> (3) <u>茨城県立伊奈高等学校の教職員</u> (4) <u>茨城県立伊奈特別支援学校の教職員</u> (5) <u>茨城県常総警察署の職員</u> (6) <u>つくばみらい市青少年相談員</u> (7) <u>つくばみらい市民生委員・児童委員</u> (8) <u>その他教育委員会が必要と認める者</u>
(組織) 第12条 調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>法律の専門的知識及び経験を有する者</u> (2) <u>心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者</u> (3) <u>教育委員会事務局の職員</u> (4) <u>その他学識経験を有する者</u>	(組織) 第12条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>教育部長</u> (2) <u>学校教育課長</u> (3) <u>教育指導室長</u> (4) <u>法律の専門的知識及び経験を有する者</u>

(組織)

第21条 いじめ再調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 法律の専門的知識及び経験を有する者

(2) 心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者

(3) 教職員経験者

(4) 警察官経験者

(5) その他学識経験を有する者

3 いじめ再調査委員会の委員は、調査委員会の委員を兼ねること
ができない。

(5) 心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者

(組織)

第21条 いじめ再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者

(2) 教職員経験者

(3) 警察官経験者

(4) 法律の専門的知識及び経験を有する者

(5) その他学識経験を有する者

3 いじめ再調査委員会の委員は、調査委員会の委員を兼ねること
ができない。